

国家公務員法等の一部を改正する法律案

【用例集】

令和二年二月

法務省

○国家公務員法等の一部を改正する法律案 用例集 目次

【検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第九条及び第十条関係】

●「項番号のない条に項を追加する例」

●「もつて充てる。」の例

●「職にある」の例

●「職に補する」の例

●「・・・大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する・・・について、」の例

●「・・・の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、」の例

●「占めていた職」の例

●「職を占めたまま」の例

●「職を占めたまま」の例

【検察庁法第二十条関係】

●「次の各号のいずれかに該当する者」の例

●「年に達した者」の例

●「に任命することができない。」の例

【検察庁法第二十二条関係】

●「複数の条項をまとめて読み替えている例」

●「・・・の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する・・・」の例

●「第〇条第A項中「・・・」とあるのは「・・・」と、同項第〇号中「・・・」とあるのは「・・・」と、同条第B項中「・・・」とあるのは「・・・」と・・・とする。」の例

●「の規定の適用については、・・・中「・・・」とあるのは「・・・」とし、・・・の規定は、適用しない。」の例

●「・・・法第〇条・・・（同法第〇条において準用する場合を含む。）・・・第〇条」の例

●「（これらの規定を・・・において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」の例

●「年に達したときは、・・・年に達した日の翌日」の例

●「・・・は、・・・されるものとする。」の例

○国家公務員法等の一部を改正する法律案 用例集

【検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第九条及び第十条

関係】

●項番号のない条に項を追加する例

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）

第七十七条第一項中「逮捕又は勾引に引き続き勾留する場合を除いて」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第六十一条但書」を「第六十一条ただし書」に、「前項」を「第一項」に、「の外、」を「及び」に、「告げなければ」を「告げるとともに、前項に規定する事項を教示しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「前二項の告知」を「第一項の告知、第二項の教示並びに前項の告知及び教示」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、勾留された被告人は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。」

●「もつて充てる。」の例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）

第三十八条 （略）

2 会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。

3 357 （略）

●「職にある」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

第二条 （定義）
2 54 （略）

5 この法律（第九十四条の七第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

●「職に補する」の例

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）

第十六条 檢事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。

② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

超えない範囲内で期限を定め、当該隊員をその職務に従事させるため引き続いて隊員として勤務させることができる。

2 (略)

● 「…大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する…について、」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

（消防法の適用除外）

第一百十五条の二 （略）

2・3 （略）

4 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する防火対象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消防活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該防火対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

● 「…の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

第四十四条の三 任命権者は、定年に達した隊員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、当該隊員の職務の特殊性又は当該隊員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職が自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）

（任用の制限）

第八条 任命権者は、特定任期付職員を当該特定任期付職員が採用時に占めていた職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の職に任用する場合その他特定任期付職員又は一般任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、特定任期付職員又は一般任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

2・3 （略）

● 「職を占めたまま」の例

○国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）

（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務）

第十八条 本属長は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された

場合において、過員を生ずることその他の両議院の議長が協議して定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた国会職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができることとなる。この場合において、前三条の規定を準用する。

- 3 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。
- 「に任命することができない。」の例

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）

- 第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。
- 一・二 （略）

【検察庁法第二十二条関係】

附 則

（罰則）

- 「次の各号のいずれかに該当する者」の例

- 古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十
一号）

（複数の条項をまとめて読み替えている例）

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七
年法律第五十号）

（刑事施設に関する規定の準用）

- 「年に達した者」の例

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）

- 第八十一条の五 （略）
- 2 （略）

- 第一百九十八条 第五十一条の規定は留置業務管理者による差入
れ等に関する制限について、第五十二条の規定は留置業務管
理者による領置金品の引渡しについて、第五十三条、第五十
四条（第一項第三号を除く。）及び第五十五条の規定は被留
置者の遺留物（留置施設に遺留した金品をいう。第二百三十
九条において同じ。）について、それぞれ準用する。この場

合において、第五十一条中「この節」とあるのは「次章第五節」と、同条及び第五十五条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、第五十一条及び第五十二条中「被収容者」とあるのは「被留置者」と、第五十一条中「刑事施設の管理運営」とあるのは「留置施設の管理運営」と、第五十三条

第一項、第五十四条第一項及び第五十五条第三項中「国庫」とあるのは「その留置施設の属する都道府県」と、第五十三条第二項及び第五十五条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、第五十四条第一項第二号中「第八十三条第二項」とあるのは「第二百十五条第二項」と、第五十五条第二項及び第三項中「第一百七十六条」とあるのは「第二百三十九条」と読み替えるものとする。

●「・・・の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する・・・」の例

○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

附 則（平成一七年四月二七日法律第三五号）

第五条 （略）
2（4）（略）

5 第二項の場合における新私的独占禁止法第七条の二第十九項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第一項、第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正す

る法律（平成十七年法律第三十五号）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

6 （略）

●「第〇条第A項中「・・・」とあるのは「・・・」と、同項第〇号中「・・・」とあるのは「・・・」と、同条第B項中「・・・」とあるのは「・・・」とする。」の例

○農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）

（施設管理権の存続期間の延長）

第十七条 （略）

2・3 （略）

4 第十五条第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、第十五条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項を除く。）」と、同項第三号中「存続期間」とあるのは「存続期間を延長する期間及び当該延長後の存続期間」と、同条第三項中「前項第一号から第四号まで」とあるのは「前項第一号、第三号及び第四号」と、「存続期間」とあるのは「存続期間を延長する期間」と読み替えるものとする

●「の規定の適用については、・・・中「・・・」とあるのは「・・・」とし、・・・の規定は、適用しない。」の例

○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成三十一年法律第十七号）

第六条 国管理空港運営権者が民間資金法第二十三条第一項の規定により着陸料等及び空港航空保安施設使用料金（空港航空保安施設に係る使用料金をいう。以下同じ。）を收受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは、「利用料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

●「・・・法第〇条・・・（同法第〇条において準用する場合を含む。）・・・第〇条」の例

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）

（充当等の特例）

第十四条 地方税法第十七条の二の規定並びに同法第五十三条

第二十項（同法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条第三十四項、第三十七項及び第三十八項、第七十二条の二十四の十第三項及び第七項、第七十二条の二十四の十一第四項、第七十二条の二十八第四項（同法第七十二条の四十一の四において準用する場合を含む。）、第七十二条の八、十八第二項及び第三項、第七十三条の二第九項（同法第七十三条の二十七第二項及び第七十三条の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第一百四十四条の三十第二項、第一百六十四条第七項（同法第一百六十五条第三項において準用する場合を含む。）、

第三百二十二条の八第二十項（同法第三百二十二条の十一第五項において準用する場合を含む。）、第三百二十二条の八第三十四項、第三十七項及び第三十八項、第三百六十四条第六項（同法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第六百一条第八項（同法第六百二条第二項、第六百三十三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定中充當に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金及び過誤納金については、適用しない。ただし、第八条又は第九条の規定により併せて賦課され、又は申告された特別法人事業税及び法人の事業税に係る還付金をその額の計算の基礎となつた事業年度の特別法人事業税に係る徵収金及び法人の事業税に係る地方団体の徵収金で納付すべきこととなつてゐるものに充当する場合は、この限りでない。
一・二（略）

255（略）

●「（これらの規定を・・・において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（特別区についてのこの法律の適用等）

第一百八十五条（略）
2 第六十二条第二項から第四項まで（これらの規定を第六十九条第二項（第一百八十三条において準用する場合を含む。）

及び第一百八十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」並びに第六十六条第一項及び第七十条（二）の規定は、特別区の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十五条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあっては、理事。以下同じ。）とあり、同条第四項中「当該消防組合の管理者又は長」とあるのは「都知事」と、同条第二項及び第四項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「特別区」と、「当該市町村」とあるのは「当該特別区」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「特別区の消防長」と、「消防団長」とあるのは「当該特別区の消防団長」と読み替えるものとする。

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）

第十一條　（略）

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4・5　（略）

●「前二項の規定・・・これらの規定」の例

○地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）

（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）
第二十八条　（略）

3　税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する地方法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

第四十五条　自衛官（陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。
254　（略）

●「・・・は、・・・されるものとする。」の例

●「・・・から・・・まで及び・・・から・・・まで並びに・・・及び・・・の規定」の例

【検察庁法第三十一条関係】

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

附 則
(施行期日)

第一条 (略)

二 第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十六条まで並びに附則第七条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三～五 (略)

【附則関係（検察庁法関係）】

●本則と通し番号の附則を独自の条名の附則に改める例

【検察庁法附則第三条関係】

○予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）

●「…について、…中「…」とあるのは、「…」とする。」の例

（予防接種法の一部改正）
第一条 予防接種法（昭和二十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第二十八条を附則第一条とし、第二十九条を附則第二条とし、第三十条を附則第三条とし、第三十一条を附則第四条とし、第三十二条を附則第五条とし、第三十三条を削る。

（以下略）

●「第〇条を第〇条とし、第〇条を削り、第〇条を第〇条とし、第〇条を削る。」の例

○民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
（中略）

●「第四百四十条を第四百四十一條とし、第四百三十九条を削り、第四百三十八条を第四百四十条とし、第四百三十七条を削る

（以下略）

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）

（平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 平成三十年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年

度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める
額」とする。

【検察庁法附則第四条関係】

- 「大臣は、・・・において、・・・に対し、・・・ものとする。」の例

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）

（締約国に対する証書の交付）

第八条 国土交通大臣は、締約国の政府から当該締約国の船舶（第二条第三項第一号に掲げる船舶を除く。第二十七条第一項において同じ。）について有害物質一覧表確認証書に相当する証書を交付することの要請があつた場合において、当該船舶の有害物質一覧表に係る第三条第一項の確認に相当する確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し有害物質一覧表確認証書に相当する証書を交付するものとする。

- 「大臣が定める・・・に従つて」の例

○株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

（商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限）

第四十条 （略）
2～4 （略）

5 主務大臣は、前項の認可をするときは、認可対象会社を子

会社とした日に商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6～8 （略）

●検察官の任用の例

○法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

第二十条 （略）

2 前項に定めるもののほか、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する待遇については、部内の他の職員との均衡を失すことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

【検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条関係】

- 「年齢が・・・に達した」の例

○検察庁法

第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

は、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

- 「当該額に、・・・未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、・・・以上・・・円未満の端数を生じたときはこれを・・・円に切り上げるものとする。」の例

- 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十号)

(端数計算)

第十八条の二 第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第十六条から前条までの規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

●「第三条第一項に規定する準則」の例

- 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第二百七号)

(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与の支給に必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつて

- 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十号)

附則(昭和五十四年一二月一二日法律第五七号)

1 (略)

7 昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超えている職員(同日においてその者の受ける号俸又は俸給月額が改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢に達した日に受けっていた号俸の二号俸上位の号俸又はこれに準ずるものとして人事院規則で定める号俸若しくは俸給月額(以下この項において「二号俸上位号俸等」という。)である職員及び二号俸上位号俸等を超えている職員を除く。)

一については、一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二号俸上位号俸等までの昇給の例に準じて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年四月一日後に一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

● 「との差額に相当する額」の例

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）

附 則（平成一七年一一月七日法律第一一四号）

第一条～第三条（略）

第四条（略）

2 一部施行日以降に新たに大使又は公使となつた者のうち、一部施行日の前日から大使又は公使となつた日の前日までの間引き続き一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の同一の俸給表の適用を受けていたもので、当該大使又は公使として受ける俸給月額が一部施行日の前

日ににおいて受けていた俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる特別職の職員には、平

成二十二年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（その額が、当該大使又は公使として受ける俸給月額と第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条の規定を適用したとしたならば当該大使又は公使として受けることとなる俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「基準額」という。）との差額に相当する額を超えるときは、当該大使又は公使として受ける俸給月額と基準額との差額に相当する額）を俸給として支給する。

3 （略）

第五条～第七条（略）

● 「前項の・・・で定める者」の例

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）

附 則（遺族厚生年金の支給要件の特例）

第十一条 平成十九年四月一日前に死亡した者（前項の政令で定める者に限る。）の死亡について厚生年金保険法第五十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「であること」とあるのは、「であるか、又は障害等級の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にあること」とする。

【検察官の俸給等に関する法律附則第六条関係】

● 「・・・の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。」の例

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（国家公務員法等の一部を改正する法律案による改正後）

第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条乃至第二十条及び第二十二条乃至第二十五条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたも

のとする。

要な事項は、政令で定める。

【国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三条関係】

- 条文の読み替えとその読み替え後の条文に関する規定が同一条文に置かれている例

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

附 則（平成二五年六月二六日法律第六三号）

第二十七条（略）

第二十七条（略）

施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下同じ。）であつて清算中のものについては、同条第三項から第七項まで並びに改正前厚生年金保険法附則第三十八条、第三十九条第一項及び第四十条の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法第一百十四条の規定並びに改正前厚生年金保険法附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は同条第十五号に規定する連合会」とするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の適用に関し必要な読み替えその他必

【国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三十二条関係】

- 施行期日を定める附則の条を改正する例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）

（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）
第三十九条 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「第十五条」を「第十六条」に改める。
附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除